

箱根くらかけゴルフ場 Club 箱根 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は Club 箱根（以下本会という）と称し、「単年度制」のビジター割引会員とする。（以下会員と省略）
- 第2条 本会はゴルフを通じて会員相互の親睦、技術の向上、品位高揚、エチケット、マナーの習得を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、箱根くらかけゴルフ場内に事務所を置く。

第2章 会員

- 第4条 本会は箱根くらかけゴルフ場を利用するアマチュアゴルファーによって構成される。
- 第5条 本会に入会を希望するものは、本会の定める入会手続きに従って申込を行い、第6条に定める年会費を納入して資格を得るものとする。
- 第6条 本会に入会する場合は年会費を納入するものとする。
平日会員/22,000円（消費税込）
但し、納入された会費は理由のいかんを問わず一切返却しないものとする。
本会は入会者に対して会員証を発行する。
- 第7条 会員証及び昼食付無料プレー券は他人に貸与もしくは譲渡することはできない。
- 第8条 会員は第14条の特典を受けようとする場合は、受付時に会員証を利用施設のフロントに必ず提示しなければならない。提示の無い場合は特典を受けられないものとする。
- 第9条 会員は下記のいずれかに該当する場合は会員資格を失う。
1、会員が脱会の意思表示をした場合。
2、本会の名誉を毀損し、または秩序を乱した場合。
3、会員の特典を不正に使用した場合。会員証の有効期限がきれた場合。
4、反社会的関係者と事務局が判断した場合。
5、事務局が資格の停止または退会勧奨、除名が適当と判断した時。
- 第10条 キャンセル料について2組以下の場合3日前より1人/3000円徴収とする。
尚、キャンセル料発生日は予約の組数・状況により異なる。
7日前→3組以上コンペ 30日前→8組以上コンペ
- 第11条 プレー予約については要予約とする。尚、予約状況によっては受付不可の場合がある。
- 第12条 会員は入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに、届け出を事務局へ提出するものとする。
- 第13条 会員証を紛失した場合、会員が取得した獲得スタンプは消滅する。

第3章 特典

- 第14条 会員は次の特典を受けることができる。
1.プレーフィーの特別割引。
2.箱根くらかけオープンコンペに年次会員料金で参加できる。
3.会員は別記9大特典を受けることができる。

第4章 附則

- 第15条 会員の有効期限は、年会費の納入日から2026年3月31日までとする。
- 第16条 本会則に定めのない事項については本会事務局が決定する。
尚、会員への予告なく、休場日を定める場合がある。